

令和2年第4回定例会（R02.12.07）

○6番（櫻井 茂君） それでは、通告に従いまして一問一答方式で質問させていただきます。

婦人科検診の手続改善についてでございます。

土浦市から石岡市に越されてきました知人の奥様から私に話がありまして、婦人科検診を医療機関で受診する方法が石岡市は不便であるというお話を聞きました。そこで、石岡市の婦人科検診事業について調べてみますと、検診の受付方法や検診負担金の徴収方法等につきまして他市に比べ利便性が低いと思われる点が見受けられました。検診手続の改善に向けて質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目です。検診負担金の取扱いについてであります。

土浦市に比べ、石岡市では何が原因で不便だったのか。関係資料を調べてみますと、その大きな要因としまして、医療機関で検診を受診しようとする際に市民に納付していただく一部負担金の納付方法の違いに根本的な原因があると感じたところであります。

石岡市は保健センターでの検診申込時に負担金を納付していただいておりますけれども、土浦市は検診を受ける医療機関において個人負担金を納付するという形を取っているようです。どちらで納付しようが大した違いはないだろうと考えがちでありますけれども、一部負担金の納付方法によりまして健康増進課の事務負担が大きく増加する一方で、市民の利便性は大きく低下しているということが分かったところであります。

まず、基本的な部分から確認させていただきたいと思っております。石岡市における婦人科検診事業におきまして、医療機関で受診する際の手続についてお伺いしたいと思います。検診事業の法的な位置づけ、受付の手法、負担金の納付方法等につきまして説明をいただきたいと思います。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。婦人科検診事業につきましては、女性の疾病を早期発見し、迅速な治療につなげることを目的とし、健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業のがん検診として実施しております。

また、検診には保健センターで行う集団検診と医療機関で行う個別検診がございます。医療機関での個別検診の流れでございますが、検診を希望する方が医療機関に電話等で予約をします。次に、保健センターの窓口にて申請書を記入、負担金の支払い、受診券の発行後、予約した医療機関にて受診券を受けるといったものになります。検診に伴う負担金といたしましては、子宮がん検診、乳がん検診の検査項目ごとに設定されております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 次に、平日に保健センターにおいていただき、検診を申し込みながらも、申し込んだ方のいろいろな都合によりまして結果として検診を受けるこ

とができなくなってしまう方もいらっしゃると思います。

2点目の検診受付後、未受診となった方に対してどのようなフォローをされているのか、お伺いをいたします。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。検診を受けなかった方への対応でございますが、まず、医療機関からの請求と受付台帳を照合いたします。未検診の方をこれで把握いたします。次に、把握できた未検診の方へは電話や個別通知にて未検診の理由を確認しております。未検診の理由として検診を受ける機会を逃してしまった、都合がつかなかったという方には、期間延長の手続きができることをお知らせし、再度受診勧誘を行っております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 医療機関から報告される情報を保健センター側で持っている受付台帳と突合され、未受診者、未検診者を把握する作業ということをしていると思いますが、これは大変な作業だと思います。そして、未受診者に受診を促す取組を行ったとしても、結果的に未受診になってしまう、検診を受けられなかった方の場合、納付していただいた負担金はどうになってしまうのかについてお伺いをいたします。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。結果的に未検診となった方に対しては、再度窓口に来所していただき、受診券を回収するとともに、納付していただいた負担金を銀行口座に振り込む手続きを取らせていただいております。また、来所が難しいという方には郵便や訪問で対応しております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 実際に負担金をお返しするということになるわけでありませうけれども、未受診者の数が実際どのぐらいいらっしゃるのか、実績をお伺いしたいと思います。医療機関での受診者、そして、未受診者、こちらの人数等が分かりましたらお伺いいたします。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。令和元年度の医療機関での受診実績でございますが、子宮がん、1,066名、乳がん、1,512名でございます。そのうち未受診者、負担金還付者ですけれども、子宮がんについては42名、乳がんについては16名、合わせて58名となっております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 約2,500名の方が医療機関で受診されて、その中で令和元年度の実績としましては、還付者、未受診者の方が58名いらっしゃったという説明をいただきました。この58名の方は負担金を返してもらうため、還付金を受けるために再度保健センターにまた行かなきゃいけない。どうしても来られない方の場合は保健センターの職員、健康増進課の職員が場合によってはご自宅まで訪問して返還するというような手続を取られているという説明でありました。

未受診者の数が私が想定していた以上に多いと感じたところであります。その分、負担金還付に要する事務負担が大きいのだろうと推察いたすところであります。単純に考えますと、検診負担金を医療機関で納付する方法にすれば、保健センターでの負担金取扱事務が最初になります。さらに未受診者の受診勧奨事務、受診してくださいというお願いは減るわけであります。さらに未受診者への還付手続、市のほうで負担金を頂いておりませんから還付そのものがなくなりますので、この手続は全くなりません。事務的な負担が大きく軽減できますし、それらのエネルギーを本来保健センターの役割である市民の健康増進や健康管理事業に振り替えることができれば市民の利益につながることは容易に想像がつくと思います。

ここで指摘したいのは、今回、資料請求させていただきましたけれども、その中で分かったこととしましては、検診申込みの際に個人負担金の徴収を市が行っている市町村は茨城県内では石岡市ともう一市しかないという事実です。県内のほとんどの自治体が個人負担金の徴収は医療機関で直接していただいているという仕組みになっております。

そこでお尋ねいたしますけれども、3点目、検診負担金の納付方法を石岡市はなぜ医療機関納付としていないのか、してこなかったのか、その理由をお伺いいたします。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。議員ご指摘の検診の負担金でございますが、こちらにつきましては、地方自治法第210条、総計予算主義、こちらの原則に基づきまして、石岡市健康診査等実費徴収規則に定められた市の歳入となる自己負担額を検診を受診する方から市が徴収するものとしておりますので、医療機関納付を実施していない状況でございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） ただいま答弁いただきました地方自治法第210条の総計予算主義の原則、こちらによりまして医療機関に納付される一部負担金の取扱いをどうするかということでの答弁だったと思いますけれども、これは単純に医療機関で納付される一部負担金を石岡市の歳入として計上できれば何の問題もないわけですね。実際の問題点は多分この210条じゃなくて、第243条に規定されております私人の公金取扱制限に関する規定、こちらに抵触するというのが問題なんだろうと思います。こちらは地方自治法施行令第158条におきまして、収納事務を委託できる費目として使用料や手数料等が列挙されておりますけれども、役所以外の私人、私の人

と書くわけですが、私人に公金の取扱いを依頼できる項目の中に負担金が含まれていないというところで抵触する可能性が高いということなんだろうと思います。

しかし、私は今回、他市がやっているという状況でありましたので調べたところ、厚生労働省が示している特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引というものがございまして、実施主体である市町村、あるいは保険者の事務軽減を図るために集合契約という手法を厚生労働省が推奨しております。市町村や医療機関が混乱しないよう全国統一フォーマットを示しております、契約単価、委託項目、その他支払い条件、役割分担、責任分担や紛争解決ルール等を標準化し、利用を促し、契約関係者の事務軽減を図っているというところが分かったところであります。この中で医療機関において個人負担金を徴収すること、この集合契約の中で医療機関において個人負担金を徴収すること、そして、市町村が医療機関への委託料支払いの際に医療機関が収納した個人負担金を差し引いた差額による支払いについても認める記載があります。県内他市町村では、この厚生労働省が示す集合契約を合法的に活用しているのではないかと思います、厚生労働省が示しているこの集合契約について、地方自治法との関係性を踏まえてどのような見解を持っているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（池田正文君） 財務部長・門脇君。

○財務部長（門脇 孝君） 答弁申し上げます。

まず、総計予算主義の原則でございますが、地方自治法第210条に規定されているもので、1会計年度における一切の収入及び支出は全てこれを歳入歳出予算に編入しなければならないというものでございます。これは、例えば相手方からの収入と支払いが双方ある場合、それぞれを差引きや混交することなく、それぞれを予算計上しなければならないというものでございます。この原則に基づきますと、石岡市が徴収する個人負担金につきましては医療機関へ支払う委託料と差引きをせず、それぞれ歳入歳出予算を計上する必要がございます。しかし、議員からご指摘がありましたとおり、厚生労働省では、特定健康診査・特定保健指導事業におきまして医療機関の個人負担金徴収と医療機関へ個人負担金を差し引いた差額を支払うことを認めております。このことから、総計予算主義の原則が直ちに医療機関の個人負担金徴収を否定するものではありませんが、厚生労働省の指導がほかの検診の負担金の徴収についても適用できるかどうか精査する必要があると考えます。

また、医療機関の個人負担金徴収につきましては、議員ご指摘のとおり、地方自治法第243条の私人の公金取扱いの制限や地方自治法施行令第158条第1項の歳入の徴収、または収納の委託との兼ね合いもあることから、その点につきましても検討する必要がございます。しかし、医療機関で個人負担金を納付できることは市民の皆様の利便性の向上につながりますので、担当部局での他市の契約方法などの調査、また、庁内の関係部署による協議を行う必要があると考えてございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） ただいま財務部長から関係法令につきまして精査する方針が示されたわけでありまして、私がさらにこの問題を調べたところ、今回質問している事案と同趣旨の内容について、内閣府地方創生推進事務局が主催する構造改革特区の検討会におきまして私人の公金取扱いの制限緩和と題して質問が出されております。この内容ですが、負担金の医療機関納付に関する所管省庁として総務省、これは地方自治法関係に由来する省庁としての総務省だと思っております。そして、厚生労働省を所管省庁と示した上で、内閣府の回答は、個別具体の負担金については私人による取扱いが認められるか否かについて、当該負担金の根拠法を所管する厚生労働省において検討されるべきものと回答しておる文書が見つかりました。総務省が回答すべき事案ではないということを示したものと考えられます。この厚生労働省は、先ほど申し上げた集合契約の中で医療機関での負担金徴収を進めるスキームを具体的に示しています。これをどう受け止めるかは執行部にお任せするしかありませんけれども、関係部署が力を合わせていただいて、急ぎ調査確認を行っていただきたいと思っております。

ちなみに、財務部長が答弁されたように、原則論でいえば、医療機関で収納した個人負担金は歳入であり、石岡市が医療機関へ支払う検診委託料は歳出となります。民間企業にこれを置き換えれば、売上げと支払いを相殺し、差額の金額を支払う、あるいは受け取ることが商取引の常識ということになるわけでありまして、行政の場合、私人への公金取扱いの制限に示されているように、公金の取扱いについては厳しい規制があるわけでありまして、ですが、石岡市財務規則第77条に相殺という規定がありまして、差額の支払いを想定している規約があります。この相殺規定の考え方と石岡市においてどのような事案で相殺規定を活用しているのか、参考にしたいと考えますので、会計管理者から分かりやすくこの相殺規定についてご説明をいただきたいと思っております。

○議長（池田正文君） 会計管理者・島田君。

○理事兼会計管理者（島田美智男君） 相殺については石岡市財務規則に規定がございます。76条では市の債権と市に対する債権との相殺する場合における対等額の支払いについては、公金振替により支払わなければならないと規定されております。第77条では、市の債権と市に対する債権との相殺をしようとするときは、相殺通知書を作成し、相手方に送付をしなければならないと規定をされております。事案については特定健診における健診費用など、現在では数件ございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 会計管理者から財務規則の相殺規定について簡潔にご説明をいただきました。先ほどの厚生労働省が示している医療機関での個人負担金の徴収に関するスキームに私は合致しているというように聞こえました。

そこで、次の質問に入りたいと思っております。検診申込手続の多様化について伺ってまいります。

多様な受付方法とはいかなるものか。例としまして土浦市のメニューを紹介させて

いただきます。土浦市の検診申込みはPCやスマートフォンを利用したメールフォームでの申込みに対応しております。そのため、受診希望者は平日の昼間に限らず、いつでもどこでも自分の都合に合わせて検診の申込みができます。平日の昼間に仕事、あるいは保健センターに足を運べない女性にとりましては便利な機能となっているところであります。また、本庁舎や出先機関に受診申込はがきを用意してあり、郵送する方法もあるようです。そして、電話による申込みも可能となっております。これらの申込方法は、先ほど質問させていただいた負担金の納付を検診申込みの際に、保健センターで受け付けの際に義務づけしていないからこそ可能になる方式でありまして、利便性が高いので、当然、検診の受診率向上にも一定の効果があると思われまます。市民の利便性を大きく向上させます検診申込手続の多様化に向けて今後どのように対応していくのか、考えをお伺いしたいと思ひます。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。議員ご指摘のとおり、土浦市においては負担金を医療機関で納付し、受診者が様々な方法でいつでもどこでも受診申請ができる体制を整え、受診率向上に向け取り組んでいると聞いております。

当市といたしましても、市民の利便性向上のため、検診受付方法の多様化を図ることは受診率向上につながると考えております。負担金の徴収方法につきましては、今後、先進市町村の調査を行うとともに、関係部署との協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） ただいま保健福祉部長から答弁をいただきました。しかし、負担金の医療機関納付が実現しなければ多様化は難しいというところだと思ひます。新型コロナウイルス感染防止対策という面から考えましても、平日の昼間、市民に保健センターまでわざわざ足を運ばせ、職員が対応する対面方式を取るということは保健センターがやるべきことではないと私は考えております。ぜひとも非接触型であるネットを活用した申込方法の実現を図っていただひて利便性の向上を図っていただひたいと思ひます。

何度も申し上げますけれども、県内どころか、多分、全国レベルでも最も時代遅れの検診の申込方法を市民に強いているのが現在の石岡市であります。今回は法律的な問題、地方自治法上の問題や医療機関との契約問題等が複雑に絡み合ひて問題の本質が分かりづらかったという点は否めないと思ひますけれども、今後は健康増進課だけではなく、財政課、そして、会計課も協力し合ひて解決策を探し出してほしいと思ひます。それが結果としまして市民福祉の向上につながることになると思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ここで、検診申込手法の多様化につきまして、これまでの内部協議を踏まえた上で市長の見解をお伺ひしたいと思ひます。

○議長（池田正文君） 市長・谷島君。

〔市長・谷島洋司君登壇〕

○市長（谷島洋司君） 婦人科検診は女性の健康づくりのために大変重要な事業であると認識しております。先ほど来、櫻井議員のほうからご指摘ありましたように、当市としまして体制が遅れているという状況は市長として認識しておるところでございます。様々な検診の受けやすい体制、オンラインというお話がありましたけれども、そういった体制を整えまして受診率の向上を図り、市民の健康の維持と増進に努めてまいりたいと思っております。

負担金の徴収方法につきましても、受診者の立場に立った利便性の向上を図るとともに、庁内で協議をしまして、事務の軽減に向け、これは速やかに検討してまいり必要があると思っておりますので、対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 市長のほうから速やかに検討してまいりたいという答弁をいただきました。検討は当然すべきであると思っておりますけれども、大事なことは一日も早い実現でございます。行政改革を旗印にしている行政であればなおさらのことです。コロナ禍の中で保健センターが対面方式でしか検診申込みを受理しないというのは、ある意味ブラックジョークと言えるかもしれません。

市長に再度お伺いしますけれども、市長は市民の目線で市民本位の市民の声を聴き、石岡市政を運営すると約束しておられます。市長としてのリーダーシップをどのように発揮されるのか。そして、検診申込手続の多様化につきまして、いつから、これが最も大事な点であります。いつから実現していただけるのか、お示しをしていただければありがたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（池田正文君） 市長・谷島君。

〔市長・谷島洋司君登壇〕

○市長（谷島洋司君） 櫻井議員おっしゃりますとおり、やはり市民にとっての利便性、それから、この検診の目的、市民の健康の増進と維持がその目的であって、その受診率の向上を上げなくてはいけないということが一番の目的であると思っております。議員お話しのとおり、他市で実施している状況、また、県内で石岡市、それと、もう一市しかしていないという状況を十分考慮いたしまして、本市におきましても十分に実証性を検証し、関係部局において連携を図り、これこそ次年度には何かしらの利便性の向上を図ってまいりたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 市長から次年度というような言葉も出ましたので、次年度、今回質問した内容で実現していただいて、他市に遅れを取ることがないように、市民の利便性の向上に向けて努力していただきたいと思っております。

○議長（池田正文君） 暫時休憩いたします。午後1時30分より会議を開きます。

午後 0時10分休憩

---

午後 1時30分再開

○議長（池田正文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。  
6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 午前中に引き続きまして質問をさせていただきたいと思いま  
す。

生活保護受給者の年金支給支援についてであります。

老齢基礎年金は、保険料納付済期間と保険料免除期間など、これらを合算した受給  
資格期間が10年以上ある場合に65歳から受け取ることができます。厚生年金保険  
等に1年以上加入している等の条件を満たす場合には60歳から受け取れる場合もあ  
ります。ただし、年金は受け取る権利が発生したときに自動的に受け取れるわけでは  
なく、年金の請求手続が必要となります。受給は申請主義が取られているというところ  
であります。生活保護受給者の中には、高齢で年金申請制度がよく分からない、あ  
るいは年金事務所まで行くことができない等の理由で年金受給のための手続を進める  
ことができない方がおられるようであります。こうした方々の手続を支援することで  
生活保護費の軽減を図れるのではないかと考え、質問させていただきます。

1点目です。石岡市内で65歳以上の生活保護受給者数をお伺いいたします。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。当市の65歳以上の生活保護受  
給者の数でございますが、令和2年9月30日現在、508名となっており、総受給  
者の約55%となっております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 次年度におきまして65歳に到達する生活保護受給者数、こ  
れは予測ということになるとは思いますけれども、この人数をお伺いいたします。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。次年度、令和3年度に65歳に  
到達する生活保護受給者数は19名でございます。このうち既に受給している方が9  
名、受給の可能性のある方4名、受給の可能性がない方が6名でございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 年金の受給につきましても保健福祉部のほうで可能性がある  
か否かの調査もされているということが分かりました。年金受給等の周知や申請の支  
援はどのようにされているのかをお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。年金受給等の周知でございま  
すが、生活保護受給者については生活保護担当ケースワーカーが年金の加入歴の確認を  
行い、受給可能な方には受給可能年齢に近づいてきたタイミングで年金申請を行うよ  
う助言を行っております。また、申請支援につきましても年金の種類によっては市役



所で申請できるものもございますので、申請のときに同席する、また、土浦年金事務所の場所が分からない場合は行き方を教えるなど、ケースワーカーが柔軟かつ丁寧に対応を行っております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） ケースワーカーのほうで生活保護者の年金受給に関する支援を行っているというところの説明をいただきました。このケースワーカーですけれども、法的位置づけと役割、石岡市におけるその人数についてお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。まず、ケースワーカーの法的位置づけですが、社会福祉法第15条第1項の2により、福祉事務所には現業員、いわゆるケースワーカーを置かなければならないと定められております。また、役割でございますけれども、同条第4項に、育成、または更生の措置を要する者等の家庭を訪問し、または訪問しないでこれらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護、その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等の事務をつかさどるとされております。具体的には、生活、教育、介護、医療、就労などの支援や指導、さらには年金制度を含む様々な法律や施策の利用に対する支援や指導と、多岐にわたっております。なお、当市のケースワーカーの人数でございますが、現在9名が配置されております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 500名を超える方々に対して9人のケースワーカーで対応されているということなんだろうと思います。

質問の3つ目、年金受給のための支援を行った場合、年金は幾ら支給されるのか、お伺いいたします。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。免除月数、未納月数により金額は変わりますが、令和2年度の場合、老齢基礎年金の受給額は満額で月額6万5,141円となっております。なお、本市の生活保護受給者の場合、年金受給額は平均で月額4万9,455円となっております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） ただいま満額の場合の年金月額、こちらを答弁いただきましたけれども、受給資格10年の方が受給できる年金月額、こちらはお幾らになるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。受給資格10年の場合の年金支給額でございますが、10年間全額納付した場合で月額1万6,285円でございます。10年間全額免除の場合は、免除されていた時期にもよりますが、月額5,428円から8,143円程度でございます。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 年金受給資格として最も短い10年、この10年間を納めた方で月額1万6,285円支給されるという答弁をいただきました。

生活保護受給者の年金受給支援策を仮に行った場合、生活保護費の削減にどのような効果が見込めるか、影響があるか、こちらをお伺いいたします。

○議長（池田正文君） 保健福祉部長・金井君。

○保健福祉部長（金井 悟君） お答えいたします。生活保護受給者が年金を受給した場合には収入認定を行い、その分の保護費の支給額を減額いたします。また、収入額が生活保護の基準額を超える場合は生活保護の停止、または廃止を行う場合もございます。このようなことから、生活保護費削減には有効な手段と考えております。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 仮に年20人の方が年金申請によりまして毎月約2万円、年額24万円の年金受給が可能となれば、年間480万円の生活保護費の減額が毎年増えていくという計算もできるのかなと思います。可能性としてそういった計算ができるわけでありましてけれども、その効果は行政にとっては大変大きいのではないかと思います。

埼玉県北本市では、生活保護者ばかりでなく、障害者年金の受給申請支援も含めて、専門家である社会保険労務士の方にこの年金申請事務を委託するなどして効果を上げているという報道もございます。社会保険労務士の方への委託料、これと実際の生活保護費の削減、これがプラスになるのであれば石岡市もぜひそこに向けて踏み出していくのも考えの1つなのかなと思いますけれども、できればぜひとも弱者に優しい石岡市を目指していただきたいという考えがありますので、5番目の質問になりますけれども、年金受給申請支援を委託することで生活保護費の削減を図る取組、こちらについて市長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（池田正文君） 市長・谷島君。

〔市長・谷島洋司君登壇〕

○市長（谷島洋司君） 年金受給者は高齢者や障がい者といった社会的に弱い立場の方たちでございますので、このような方々が安心して暮らせるよう石岡市としては積極的に努めてまいりたいと考えているところでございます。

年金受給申請支援を委託することにつきましては、先ほどお話があった北本市などの先進地調査や費用対効果をしっかり行って石岡市としても主体的に取り組んでまい

りたいと思います。

以上でございます。

○議長（池田正文君） 6番・櫻井 茂君。

〔6番・櫻井 茂君登壇〕

○6番（櫻井 茂君） 年金受給資格を持っていても申請しなければ年金の受給ができないという先ほど申し上げたとおりの申請主義でございますので、生活保護を受給されるような方でそういう申請手続がなかなか進まない方がいらっしゃればぜひとも、もちろんケースワーカーのほうでもやられているとは思いますが、ケースワーカーのほうでやるとなるとまた仕事が大変だと思いますから、社会保険労務士等の有資格者の方をお願いをすることで役所の職員、あるいはケースワーカーの仕事のほうをより充実した仕事の内容に切り替えられるようにこういった手法もでございます。もちろん費用対効果というものを十分に検証していただいて、その中で石岡市にとってもメリットがあると見込まれた場合はぜひとも取り組んでいただければと思いますので、よろしくをお願いします。

私の質問は以上です。ありがとうございました。